

## 5月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和3年5月27日(木)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第13号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について・・・資料1(生涯学習課)
  - 日程第5 議案第14号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会運営委員の委嘱について・・・資料2(スポーツ振興課)
  - 日程第6 報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について・・・資料3(教育総務課)
  - 日程第7 報告第16号 藤井寺市教育委員会評価委員の選任について・・・(教育総務課)
  - 日程第8 報告第17号 成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の「藤井寺市成人式」の対象年齢に関する対応方針について・・・資料4(生涯学習課)
- 4 出席委員

教育長	濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者)	藤本 英生
教育委員	糸野 聡史
教育委員	福村 尚子
教育委員	足立 敦子
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、図書館長
- 6 書記 教育総務課課長代理
- 7 傍聴者 1人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

### ○教育長

皆さんこんにちは。4月の定例教育委員会の2日後、緊急事態宣言が発出され、現在も継続中です。報道によれば6月の半ば頃までというような話もあるそうですが、まだ決定に至っておりません。新規感染者数も少し減ってきましたが、大変予

断を許さない状況です。この影響で、子どもたちが楽しみにしていた遠足等の行事も中止や延期となり、水泳授業の実施が危ぶまれています。また、5月16日から梅雨入りが発表され、新型コロナ対策に加えて、食中毒や熱中症など健康管理が重要な課題になる季節になってまいりました。

市の行政のほうですが、4月にスタートいたしまして市全体で本年度の運営方針について策定いたしました。OKADAミッション2020-2021との整合性を図り、ホームページで公開される予定になっております。

教育委員会の運営の基本方針につきましては、資料をお配りしていると思いますが、概要を申しますと、まず、令和3年度から中学校の新学習指導要領がスタートしたこと、それに先立ちまして、中央教育審議会より、令和の日本型学校教育という命名のもと、その実現のため、個別最適な学びと協働的な学びが示されたこと。GIGAスクール構想に伴うICTの活用や少人数指導、及び探究的な学習や体験活動を通してその実現を図ること。また、昨年、新型コロナウイルス感染症による臨時休業措置が取られたことにより再確認された学校の役割の重要性につきまして3点を踏まえて、子どもたちの学びを最大限保証する取り組みを強化すること。また、人生100年時代という、生涯学習社会の到来に向けて、未来を担う人づくり、地域づくりが必要であり、教育委員会の全ての課が一体となって、生涯学習活動の充実を図ること。百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を契機に歴史文化の薫る街づくりをさらに推進すること。などを書かせていただきました。

それでは5月の定例教育委員会議を始めさせていただきます。初めに、本日の会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願いたします。

続きまして、前回令和3年4月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

#### ○委員一同

「異議なし」の発言

#### ○教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いたします。

次に、教育長報告について1件ご報告させていただきます。

さる、5月19日令和3年度第1回臨時市議会が招集されました。議長、副議長、各種委員会委員、各種組合議会議員の選挙又は選出が行われました。

議長には岡本 光議員、副議長には木下 誇議員が指名され当選されました。

他の事につきましては、資料をお配りしておりますのでご参照ください。

それでは、会議次第に従い議事に入ります。本日は議案が2件、報告事項が3件となっております。

まず、議案第13号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課長、説明願います。

#### ○生涯学習課長

藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について説明させていただきます。

4月の定例教育委員会会議でもご報告がありましたが、行政手続の簡素化を図り、

市民の皆様の負担を軽減し、利便性を向上することを目的とした藤井寺市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則により、本規則に係る様式第8号「生涯学習センター使用料還付申請書」への押印義務はすでにございせんが、改めて当該様式の押印廃止等の規則改正をしようとするものです。以上でございます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第13号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第13号は提案のとおり決定いたします。続きまして、議案第14号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会運営委員の委嘱について、スポーツ振興課長、説明願います。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、議案第14号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会運営委員の委嘱についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

この委員会につきましては、藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会規則第2条に掲げる、本市の学校体育施設開放事業に係る諸問題について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することを目的として設置しているものであり、同規則第3条に掲げる選出母体より、候補者を選出し、ご本人のご承諾を得て、6月1日付にて委嘱を予定しておるものでございます。委員の任期は、1年となっております。

以上、スポーツ振興課からの説明とさせていただきます。なにとぞよろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件につきまして委員の皆様、何かご質問等ございますか。

○委員

令和2年度の学校体育施設開放事業の運営を行っていった中で、何か問題点等ございましたか。

○スポーツ振興課長

お答えいたします。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言発出期間中などにおいて、開放事業全体を中止としたり、また、時短要請に基づき、学校開放の使用時間につきましても、要請と同様の

措置をとったという経緯がございます。

通常の開放事業の運営全般につきましては、特に問題点等はございませんでした。以上でございます。

○教育長

問題点はなかったということでございます。他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第14号 藤井寺市立小・中学校体育施設開放事業運営委員会運営委員の委嘱について、このとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案第14号について決定をさせていただきます。

続きまして、報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決をさせていただきましたので報告いたします。

まず、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第15号 教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和3年4月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料3の表の2件でございます。以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

資料を見ていただくと2件出ており、承認させていただきましたが、これにつきまして何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第15号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第15号について承認いたします。続きまして、報告第16号 藤井寺市教育委員会評価委員の選任について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

報告第16号 藤井寺市教育委員会評価委員の選任について、報告させていただきます。

きます。

今年度も、教育委員会の点検評価を実施するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項及び藤井寺市教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱第5条に規定する教育に関し、学識経験者としてご意見をいただいておりますが、昨年度に引き続き、四天王寺大学教育部教育学科准教授 福本義久先生にお願いしたいと存じます。

今年度の点検評価報告書は現在作成中でございますので、まとまりましたら、またご報告させていただく予定です。以上です。

○教育長

ありがとうございました。昨年度より先生が変わられて、四天王寺大学の福本先生に昨年度からご講評をいただいたところでございます。委員の皆様もよくご存じだと思いますが、今の件につきまして、何かご質問等ございますか。

○委員

点検評価報告書の作成につきまして、現在作成中とのことですが、今後のスケジュールを教えてください。

○教育総務課長

お答えします。今後のスケジュールにつきましては、10月か11月の定例教育委員会にて福本評価委員から直接ご意見を賜り、ご指導いただけるように進めてまいりたいと考えております。以上です。

○教育長

例年どおりのスケジュールということですね。

○教育総務課長

はい、そうです。

○教育長

この時に、また委員の先生方にもご点検をいただいて、しっかりご意見をいただくこととなりますので、またよろしくお願い致します。他にご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、報告第16号 藤井寺市教育委員会評価委員の選任について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第16号について承認いたします。続きまして、報告第17号 成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の「藤井寺市成人

式」の対象年齢等に関する対応方針について、生涯学習課長、説明願います。

#### ○生涯学習課長

ただ今、議題に供されました報告第17号 民法の一部改正による成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の「藤井寺市成人式」の対象年齢等について、ご報告申し上げます。資料4をご覧ください。

本資料は、民法の一部改正による成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の「藤井寺市成人式」の対象年齢等に関する対応方針を示したものでございます。上段の「民法改正による成年年齢の引き下げ」をご覧ください。

平成30年6月13日に「民法の一部を改正する法律」が成立され、令和4年4月1日から、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることになりました。この結果、18歳・19歳の若年者は、親権に服することがなくなり、契約を締結する判断能力を有する主体として位置づけられる一方で、飲酒、喫煙などについては、従来通り20歳の年齢制限が据え置かれました。続いて「成年年齢引き下げに伴う『藤井寺市成人式』の対象年齢の検討」をご覧ください。

本市の成人式はこれまで、当該年度中に20歳となる新成人を対象として、成人の日に実施してまいりましたが、今回の成年年齢の引き下げにより、18歳・19歳の方の対応について、国の分科会で取りまとめられました「成人式の時期や在り方等に関する報告書」の意見等を参考に、検討を進めて行ってまいりました。続いて、「本市の対応方針」をご覧ください。

検討を重ねていく中で、対象者を18歳に引き下げた場合、受験や就職準備で本人や家族の負担が大きくなること、また、年齢引き下げ初年度に3年度分の成人式を行う必要があるため、会場や日程の確保が困難であることといった課題がございました。一方で、飲酒、喫煙など全ての権利が認められる「20歳」は、これからも1つの節目であり、対象年齢を20歳とすることで、大学生・社会人としての経験を通じ、社会に対する理解をより深めた状態で集まる機会が設けられ、意義のある「つどい」とすることができると思われれます。

以上のことから、成人式の今後の対象者をこれまで通り「当該年度中に20歳になる方」とすることといたしました。

また、これに伴い、本市の成人式について、これまで「藤井寺市成人式」としていた名称を、令和4年度以降は仮称ですが「藤井寺市20歳のつどい」等と改めようと考えております。

なお、参考資料としまして、「民法改正の新旧対照表」、「成人式の時期や在り方等に関する報告書」の抜粋を添付しております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、令和4年度以降の「藤井寺市成人式」の対象年齢等についてのご報告とさせていただきます。

#### ○教育長

ただいまの件について、何かご質問等ございますか。

#### ○委員

令和4年度以降の成人式の対象年齢等の内容については、どのようなスケジュール公表されていくのか教えていただけますか。

○生涯学習課長

お答えします。今回の教育委員会会議、そして市議会に報告させていただいた後、特に問題がなければ、7月には広報誌、ホームページ、Facebook等の媒体を通じて公表し、市民の皆様、対象年齢の方に周知してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

成人式の実施時期は、今までどおり1月ということでしょうか。

○生涯学習課長

お答えします。今のところ、現行どおりの1月の時期を基本に考えております。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。いよいよ法律で成人年齢が18歳に引き下げということになってまいります。教育委員会としては、成人式の在り方について今回検討してきた訳ですけれども、今、木村課長が発表しましたように、18歳からしようという考え方の中で、初年度3年分の成人式を一挙に行わなければならないというようなことで、やはり、混乱するであろうということと、本来、法律上はまだ20歳ということが「飲酒」等いろいろな問題で、一つの大きな節目であるということ、特に、まだ18歳で受験を控えた方たちや、まだ課題がございます。まして今まで通り20歳ということでしょうかということですが、20歳は新成人ではないということも踏まえて、名称を「20歳のつどい」に変えるということですが、考えさせていただき予定でございます。それでは、報告第17号 成年年齢引き下げに伴う令和4年度以降の「藤井寺市成人式」の対象年齢に関する対応方針について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

ありがとうございます。それでは、報告第17号について承認いたします。

スムーズにご審議をいただきましたので、以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

○教育長

ご報告させていただきますが、6月1日より教育長職務代理につきましては、桑野委員を指名いたしております。よろしくお願い致します。

それでは、以上をもちまして、5月定例教育委員会会議を終了させていただきます。

本日はご苦勞様でございました。

會議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 2 時 3 5 分